

平成30年第4回定例会

(第4日)

平成30年12月13日

平成30年第4回平川市議会定例会議事日程（第4号） 平成30年12月13日（木）

- 第1 議案第114号 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第115号 平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第116号 平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第117号 平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第118号 平川市税条例の一部を改正する条例案
議案第119号 平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
議案第122号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議案第125号 平川市碓ヶ関育苗施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第127号 平成30年度平川市一般会計補正予算（第3号）案
- 第2 議案第121号 平川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第123号 市道路線の廃止について
議案第124号 市道路線の認定について
議案第132号 平成30年度平川市水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第133号 平成30年度平川市下水道事業会計補正予算（第2号）案
意見・要望第6号 西十和田トンネル建設促進に関する意見書の採択等について
- 第3 議案第120号 平川市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第126号 碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第128号 平成30年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第129号 平成30年度平川市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第130号 平成30年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第2号）案
議案第131号 平成30年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 第4 議員提出議案第1号 種子法の復活を求める意見書の提出について
- 第4-1 議員提出議案第2号 西十和田トンネル建設促進に関する意見書の提出について
- 第5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について
閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	教育委員会事務局長	大湯 幸男
副市長	古川 洋文	会計管理者	鈴木 浩
総務部長	齋藤 久世志	農業委員会事務局長	石田 善久
企画財政部長	須藤 俊弘	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓子
市民生活部長	白戸 照夫	平川診療所事務長	今井 匡己
健康福祉部長	三上 裕樹	監査委員事務局長	三上 庚也
経済部長	西谷 司	教育長	柴田 正人
建設部長	木村 雅博	農業委員会会長	柴田 博明
尾上総合支所長	長谷川 尚道	選挙管理委員会委員長	内山 久人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	山田 一敏	代表監査委員	鳴海 和正

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	相馬 昌幸	主幹兼議事係長	長濱 貴弘
事務局次長補佐	清藤 哲彦	主事	一戸 岬

午前10時02分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないよう操作をお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

総務企画常任委員会に付託した9件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委員会委員長
(福士 稔議員)

皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月5日の本会議において付託された議案審査のため、12月7日、第1委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には木村祥司を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案6件、協定の締結1件、指定管理者の指定等1件、補正予算案1件、計9件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第114号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正内容と経済の実情との適合性についての質問があり、総務部長より、それらについての判断を行った県の人事委員会による勧告にならった結果である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第116号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、再任用職員の給与ベースに関する質問があり、総務部長より、主事・技師級の給与に相当する給与にて運用している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第118号平川市税条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、同一生計配偶者と控除対象配偶者の違いについての質問があり、税務課長より、同一生計配偶者については、現行の控除対象配偶者と同様の要件を満たすものをいい、改正後の控除対象配偶者については、同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の配偶者をいうものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第122号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第125号平川市碓ヶ関育苗施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理の期間が1年間であることについての質問があり、碓ヶ関総合支所長より、対象となる久吉生産組合への指定管理が初回であることを考慮したものであり、必要に応じて期間の長期化を検討していく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号平成30年度平川市一般会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、青森県未来を変える元気事業の内容についての質問があり、企画財政部長より、事業の内容は平川市健康づくり推進事業及び平川市移住交流推進事業の2つである旨の答弁がありました。

また、委員より、東部地区デイサービスセンター指定管理料の増額についての質問があり、高齢介護課長補佐より、昨年度の実績と今年度の収支見込みから、管理費用の上乗せが妥当として追加するものである旨の答弁がありました。

また、委員より、道の駅いかりがせきの指定管理料の増額についての質問があり、碓ヶ関総合支所長より、光熱水費の高騰や修繕料負担に対応するためのものである旨の答弁がありました。

また、委員より、空家等解体撤去補助金の増額についての質問があり、建設課長より、当初予算分で9件完了しており、現在、事前相談や問い合わせが寄せられている8件の案件に対応するためのものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成30年12月13日、総務企画常任委員会委員長、福士 稔。

(総務企画常任委員会委員長降壇)

○議長

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した議案9件について一括採決いたします。

委員長報告は、各議案とも原案可決です。

ただいまの9件は委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの9件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案等についてを議題といたします。

建設経済常任委員会に付託した6件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長

改めて、おはようございます。

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し

(原田 淳議員)

上げます。

当委員会は、去る12月5日の本会議において付託された議案審査のため、12月7日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には小林哲也を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、補正予算案2件、その他案件2件、意見・要望1件、計6件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第121号平川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、本条例が改正する原因となった学校教育法の概要についての質問があり、建設部長より、新たに専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられ、本条例の改正は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準である大学等卒業者に、専門職大学の前期課程修了者を含めるものである旨の答弁がありました。

また、平川市職員の中に水道技術管理者が何名いるのかについての質問があり、建設部長より、市職員の中では3名おり、うち上下水道課には2名配置されている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第123号市道路線の廃止についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第124号市道路線の認定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、この路線について冬期間の除雪を行うのかとの質問があり、建設部長より、住宅が接している部分まで除雪を行うが、それ以外の部分についての除雪は行わない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第132号平成30年度平川市水道事業会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第133号平成30年度平川市下水道事業会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、工事請負費の補正の理由についての質問があり、建設部長より、汚水ます設置工事費に不足を生じたことによる増額である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、意見・要望第6号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の採択等についてを議題といたしました。

これに対し委員より、本市としても積極的に進めていくべきではないかという意見がありました。

おおむね、以上の意見があり採決をしたところ、挙手多数で採択すべきものと決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成30年12月13日、建設経済常任委員会委員長、原田 淳。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

○議長

建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

建設経済常任委員会に付託した6件のうち、議案第121号、議案第123号、議案第124号、議案第132号、議案第133号の5件を一括議題とし、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

これより、議案第121号、議案第123号、議案第124号、議案第132号、議案第133号の5件について一括採決いたします。

委員長報告は、各議案とも原案可決です。

ただいまの5件は委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの5件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見・要望第6号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の採択等についてを議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

意見・要望第6号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の採択等について採決いたします。

この採決は、起立により採決いたします。

委員長報告は、採択すべきであります。

意見・要望第6号を採択することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、意見・要望第6号は、採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

教育民生常任委員会に付託した6件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長
(長内秀樹議員)

おはようございます。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月5日の本会議において付託された議案審査のため、12月7日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には内山聖子を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、指定管理者の指定等1件、補正予算案4件、計6件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第120号平川市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、平賀及び尾上学校給食センターの食数について質問があり、教育委員会事務局長より、平成29年度は計46万4,125食であり、平成31年度統廃合後は計45万156食の予定である旨の答弁がありました。

また、両学校給食センターの男女別職員数について質問があり、教育委員会事務局長より、平成30年10月31日現在、平賀学校給食センターは正職員が男女1名ずつの2名、常勤的非常勤職員が女性1名、期限付臨時職員が男性1名、日額臨時職員が男性5名、女性13名で計22名のほか、県からの派遣職員である栄養教諭1名、栄養職員1名が在籍する旨の答弁がありました。

尾上学校給食センターは、正職員が女性1名、専門員が男性1名、期限付臨時職員が女性2名、日額臨時職員が男性2名、女性3名で計9名のほか、県から栄養職員1名が派遣されている旨の答弁がありました。

さらに、学校給食センター統廃合による職員の退職や過重労働について質問があり、教育委員会事務局長より、退職により職員が2名減と想定しているが、両学校給食センターの職員の状況を把握しながら対応する旨の答弁がありました。

また、調理数の増加や熱源供給方法など施設の違いが招く給食の質の低下について質問があり、教育委員会事務局長より、尾上地域にある小・中学校3校は、これまでより配送時間がかかるため、その配送時間を想定して取り組むよう打ち合わせをしていること、給食の質の低下を防ぐため、両学校給食センターの栄養職員と協議、指導している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第126号碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第128号平成30年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第129号平成30年度平川市介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第130号平成30年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、診療所の現状、利用者数などについて質問があり、平川診療所事務長より、平川診療所の診療日は月曜日から金曜日で、診療時間は月曜日、火曜日、木曜日、金曜日が午前8時30分から12時まで、午後が1時45分から6時まで、水曜日は午前8時30分から12時まで、午後が1時45分から5時15分までであること、診療科目は内科と整形外科で、整形外科は金曜日の9時から12時までである旨の答弁がありました。

また、平成29年度の利用者数については、平川診療所は延べ利用者9,993名で、1日当たり平均41名、葛川診療所は延べ利用者1,484名で、1日当たり平均11名、碓ヶ関診療所は延べ利用者8,184名で、1日当たり平均35.7名である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第131号平成30年度平川市学校給食センター特別会計補正予

算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

以上が教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成30年12月13日、教育民生常任委員会委員長、長内秀樹。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長

教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

まず、反対討論の通告がありました議案第120号平川市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子議員。

○17番

（齋藤律子議員）

議案第120号平川市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。

尾上学校給食センターを廃止し平賀学校給食センターに統合する条例改正案のため、反対をします。

教育委員会は、これまでも尾上学校給食センターの老朽化を理由に挙げ、合併特例債を使った両学校給食センターの統廃合の事業を進めてきましたが、築年数が経過した平賀学校給食センターに増築、改修をし、尾上学校給食センターを統合するのではなく、児童数の減少など今後の到来する課題と向き合い、新たな学校給食センターはどのようにあるべきかなど検討し、改築などを視野に入れた構築に時間をかけるべきではなかったかと思っています。

先般の12月7日、教育民生常任委員会の議案審議の際も教育委員会が述べていた尾上地域の配送時間の問題や、調理員の統合による2名超過の問題、職員の労働荷重の問題など、速やかに滞りなく、児童生徒に不便をかけたり働く者に負担を強いるのではなく解決、改善をし、より一層与えられた課題を向上するよう強く求めるものであります。

よって、議案第120号平川市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案の反対討論といたします。

○議長

次に、原案に賛成の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第120号平川市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案について、採決いたします。

○議長

この採決は、起立により採決いたします。
委員長報告は原案可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
起立多数です。

○議長

よって、議案第120号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第126号、議案第128号、議案第129号、議案第130号、議案第131号の5件を一括議題とし、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
これより、議案第126号、議案第128号、議案第129号、議案第130号、議案第131号の5件について一括採決します。
委員長報告は、各議案とも原案可決です。
ただいまの5件は委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、ただいまの5件は委員長報告のとおり可決されました。
日程第4、議員提出議案の審議に入ります。
本日、全議員19名より提出されました議員提出議案第1号種子法の復活を求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。
これに、御異議ありませんか。

○11番
(桑田公憲議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第1号は、直ちに審議することに決定いたしました。
これより、議員提出議案第1号種子法の復活を求める意見書の提出についてを議題とし、提出者代表より提案理由の説明を求めます。
11番、桑田公憲議員、登壇願います。

(桑田公憲議員登壇)
議員提出議案第1号種子法の復活を求める意見書の提出について、その提案理由を申し上げます。

本年3月末をもって、主要農作物種子法、いわゆる種子法が廃止されました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、米・麦・大豆を対象に、原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査などを義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農家の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

しかし、種子法が廃止されたことにより、地域の共有財産である種子の開発と生産を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を支払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

種子法の廃止に対し、新潟・埼玉・兵庫の3県では条例を制定、また、北海道・宮城・岩手・群馬・長野・滋賀などでは要領・要綱で対応するなど、全ての都道府県で従来どおり種子事業を続ける方針となっております。

これまで築き上げてきた試験場などの取り組みが後退することがないよう、衆議院、参議院の両議長に対し、廃止された種子法の復活を強く要請するため、意見書を提出したいと思っております。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げまして、議員提出議案第1号についての提案理由とします。

平成30年12月13日、提出者代表、平川市議会議員、桑田公憲。

(桑田公憲議員降壇)

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

この案件は、議員全員による提出議案でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、直ちに採決することに決定いたしました。

議員提出議案第1号種子法の復活を求める意見書の提出について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書について、会議規則第43条の規定により、字句及び数字等の整理を必要とするときは、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

先ほど意見・要望第6号が採択となったことから、議案の追加提出がございましたので、書記に配付させます。

(追加提出議案配付)

○議長

ただいま配付しましたとおり、建設経済常任委員会委員長より、議員提出議案が提出されました。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の提出については、会議規則第21条の規定により、日程第4の次に日程第4の1として追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、日程第4の1として追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第4の1、議員提出議案第2号を議題とし、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略して直ちに審議いたします。

この案件は、先ほど本会議において採択された意見・要望第6号に関するものです。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長

議員提出議案第2号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の提出について、その提案理由を申し上げます。

(原田 淳議員)

国道102号線は、津軽と南部を結ぶ十和田湖経由の大動脈となっており、しかしながら、平川市温川から秋田県小坂町滝ノ沢までの山岳区間5.1キロメートルは、毎年4カ月余り冬期閉鎖を余儀なくされ、観光や物流にとってマイナスの要因となっております。トンネル整備は、路線利用者の切実な願いとなっております。

以上のことから、青森県、秋田県両知事に、トンネル建設が早期に実現するよう強く要望するため、意見書を提出したいと思っております。

議員の皆様の御賛同をお願い申し上げまして、議員提出議案第2号についての提案理由といたします。

平成30年12月13日、建設経済常任委員会委員長、原田 淳。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

○議長

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議員提出議案第2号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の提出について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書について、会議規則第43条の規定により、字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第5、閉会中における議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会の継続調査についてを議題といたします。

始めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。

また、各常任委員会委員長より、各委員会の所管事務調査についてを、また、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び議会広報特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成30年第4回平川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉議及び閉会

